

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について民間との較差等を基に、次の措置をとるよう勧告する。

記

1 令和5年4月の公民較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

報告の7の(1)のイの(ア)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和5年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（管理職職員等にあつては、1.05月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（管理職職員等にあつては、1.25月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7月分（管理職職員等にあつては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分（管理職職員等にあつては、0.6月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（管理職職員等にあつては、1.025月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（管理職職員等にあつては、1.225月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分（管理職職員等にあつては、0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分（管理職職員等にあつては、0.5875月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

2 改定の実施時期

1の(1)の改定（教育職給料表を除く。）は、令和5年4月1日から実施すること。また、1の(2)のアについては令和5年12月1日から、1の(2)のイについては令和6年4月1日からそれぞれ実施すること。